

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
- 福島県職員研修規程の一部を改正する訓令
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

- 福島県職員表彰規程の一部を改正する訓令
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令
- 職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県職員服務規程の一部を改正する訓令
- 職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令
- 福島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

七 五 五 四 三 三 三 二 一

訓 令

福島県訓令第3号

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

福島県職員研修規程の一部を改正する訓令

福島県職員研修規程（昭和五十五年福島県訓令第6号）の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「福島県部等設置条例」を「福島県部設置条例」に、「規定する部等」を「規定する部」に改める。

第五条中「直轄理事、安全管理監及び」を削る。

本庁機関
出先機関

第八条第二項中「文化スポーツ局」の下に「、こども未来局」を加え、「総合安全管理室長」を削る。
第十六条第一項第三号中「知事公室広報課長、」を削り、「人事総室職員研修課長」の下に「、危機管理総室危機管理課長」を加える。

別表知事の項中

直轄理事	知事公室長	行政組織規則第七条第一項の表に規定する知事公室に所属するその他の職員
安全管理監	総合安全管理室長	行政組織規則第八条第一項に規定する総合安全管理室に所属するその他の職員
理事		

理 事

光交流局長

行政組織規則第七条第二項に規定する観光交流局に所属するその他の職員

を

こども未来局長
観光交流局長

に、

観

行政組織規則第七条第二項に規定することも未来局に所属するその他の職員

に、「企画調整総室」を「危機管理総室、企画調整総室」

行政組織規則第七條第二項に規定する観光交流局に所属するその他の職員

環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監

知事公室長

行政組織規則第七條第一項の表の中欄に掲げる知事公室に所属するその他の職員

風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監

室及び財務総室等を」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(職員研修課)

福島県訓令第四号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

本庁機関
出先機関

に、「財務総室等を」を「知事公

を

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令
職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程（昭和三十八年福島県訓令第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表双葉郡の町村の復興に係る当該町村との連絡調整に関する業務に従事する職員の項を次のように改める。

東京電力株式会社
福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所に係る情報の収集に関する業務に従事する職員

双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂五番地の六（楢葉町）

東京電力株式会社福島第二原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所に係る情報の収集に関すること。

別表東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所に係る情報の収集に関する業務に従事する職員の項を次のように改める。

県南地方、相双地方及びいわき地方における総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び定着の支援に関する業務に従事する職員

いわき市平下荒川字南作一〇一番地（いわき市いわき市民プール）

県南地方、相双地方及びいわき地方における総合型地域スポーツクラブの創設、育成及び定着の支援に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(行政経営課)

福島県訓令第五号

福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

福島県知事 内堀雅雄

訓令

福島県プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程の一部を改正する

本庁機関
出先機関

機 管 理 監 長 部 長	政 策 監 長 知 事 公 室 風 評 ・ 風 化 対 策 監	「 子 育 て 支 援 担 当 理 事 理 事	「 文 化 ス ポ ー ツ 局 長 長	「 文 化 長
「 や 理 事	「 文 化 ス ポ ー ツ 局 長 こ ど も 未 来 局 長	「 文 化 ス ポ ー ツ 局 次 長 こ ど も 未 来 局 次 長	「 文 化 ス ポ ー ツ 局 次 長 こ ど も 未 来 局 次 長	「 技 術 課 長
ス ポ ー ツ 局 次	「 や	「 や	「 や	「 や
監 直 轄 参 参 参 部 局 局 事 事 事	「 や	「 や	「 や	「 や
「 消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー 所 長 原 子 力 セ ン タ ー 所 長	「 原 子 力 等 立 地 地 域 振 興 事 務 所 長 消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー 所 長	「 原 子 力 等 立 地 地 域 振 興 事 務 所 次 長	「 消 防 学 校 長	「 原 子 力 セ ン タ 長

原 子 力 等 立 地 地 域 振 興 事 務 所 長	消 防 学 校 課 長 原 子 力 等 立 地 地 域 振 興 事 務 所 次 長	消 防 学 校 長
--------------------------------	---	-----------

一 所 長 環 境 セ ン タ ー 課 長 原 子 力 セ ン タ ー 次 長 原 子 力 セ ン タ ー 福 島 支 所 長 消 防 学 校 副 校 長 消 防 学 校 課 長	「 や	「 環 境 セ ン タ 長
--	-----	------------------

一 課 長 副 課 長 相 当 職 以 外 の 土 木 事 務 所 課 長	「 や	富 岡 土 木 事 務 所 復 旧 ・ 復 興 課 長	「 や	副 課 長 相 当 職 以 外 の 土 木 事 務 所 課 長	「 や	富 岡 土 木 事 務 所 道 路 ・ 橋 梁 課 長 富 岡 土 木 事 務 所 河 川 ・ 海 岸 課 長
---	-----	--------------------------------	-----	------------------------------------	-----	--

副課長相当職以外
の土木事務所課長
に改める。

附 則
この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人 事 課)

福 島 県 訓 令 第 九 号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局

職員の給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令をここに定める。
平成二十七年三月二十日
福島県知事 内堀雅雄
職員給料の決定の基準に関する規程の一部を改正する訓令 (昭和四十二年福島県訓令第二十八号)の一部
を次のように改正する。

務 体 中

別表第二直轄理事の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第十号

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

福島県職員服務規程の一部を改正する訓令

福島県職員服務規程(昭和五十二年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。第三条第二号中「直轄理事、安全管理監」を削り、同条第三号中「文化スポーツ局長」の下に「ことも未来局長」を加え、「知事公室長、総合安全管理室長」を削り、「政策監」の下に「知事公室長」を加える。

福島県知事 内堀雅雄

本庁 機関 出先 機関

第六号様式の二中

週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更がで きなかつた理由					
-------------------------------------	--	--	--	--	--

を

勤務をす ることが 必要であ つた理由	週休日等に勤 する場で週 日の振替等が きなかつた理 由				
------------------------------	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第十一号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十七年三月二十日

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一ハイテクプラザに勤務する研究職員の項中「作業服(夏) 一 一二年」

を「作業帽 一 一二年」に改める。

別表第二知事直轄総合安全管理室の項を削り、同表総務部文書管財総室の項の次に次のように加える。

危険物立入検査用	保護 衣 帽
危険物立入検査用	雨 衣
危険物立入検査用	ゴム長ぐつ
危険物立入検査用	防寒 服
放射能監視測定用	安全 ぐつ
放射能監視測定用	保 護 衣 帽
放射能監視測定用	雨 衣
放射能監視測定用	ゴム 手 袋

